

■■よくあるご質問■■

Q 仕事を退職しました。現在就職活動中です。引き続き入会できますか？

A 求職中の入会又は利用はできません。1か月以内に就労することが決まっています、内定通知等でそれを証明することができる場合は退会する必要はありませんが、原則退会していただきます。

再度就労が決まりましたら、あらためて入会申込を行ってください。

Q 産前産後休暇を取得します。引き続き入会できますか？

A 産前産後休暇中（労働基準法上は、産前6週間以内、産後8週間以内となっていますが、企業によって異なります。）の入会はできます。

労基法を超える期間の場合は、就労規則等を確認させていただく場合があります。

Q 育児休業を取得します。引き続き入会できますか？

A 育児休業中の入会はできませんので、原則退会していただきます。

職場復帰が決まってから、あらためて入会申込を行ってください。

ただし、年度内に職場復帰する場合は、休会することができます。（例：4月に入会、7月から1月まで育休、2月に職場復帰の場合は7月から1月までは休会が認められます。）

Q 夏休み期間中に休会する場合、基本負担金はどうなりますか？

A 夏休み期間全てを利用しない場合、基本負担金については次のとおりとなります。

7月分・・・通常どおりの基本負担金が発生します。

8月分・・・基本負担金は発生しません。

Q 休会要件で、「その他やむを得ない事由と認められた場合」とは、どのような場合ですか？

A 様々なケースがありますが、医療機関の診断書等で確認できる場合で、保護者又は児童の病気、入院等やむを得ない事由によって1か月以上利用が難しい場合などになります。直接、子ども福祉課へご相談ください。

Q 入会申込時点の就労先がその後変わった場合、手続きが必要ですか？

A 必要です。新たに就労証明書を取得し、提出してください。就労先が変わる可能性（転職活動を行っている）等ありましたら必ず子ども福祉課までご相談ください。

Q 夏休みだけの利用はできますか？

A できません。年度を通して、実際に利用することを原則とします。

Q 平日の小学校の授業の関係で給食がなく午前中で下校する場合、加算負担金を徴収しますか？

A 徴収しません。平日の放課後の時間は各学校によって異なっており、午前中にクラブへ下校したとしても、利用者の都合等での利用ではないため加算負担金はかかりません。

ただし、参観日等が土曜日に実施された場合は、放課後ではなく、土曜日の扱いとし、土曜日利用負担金をご負担いただきます。